

特許権の取得・維持に関する費用

明細書等の作成費用

特許権を取得するには、発明の内容を説明した出願書類(明細書、特許請求の範囲、図面、要約書)を作成し、特許庁に提出する必要があります。これらの書類の作成を依頼するための費用(事務所手数料)が必要になります。この費用は、技術分野や発明の難易度にもよりますが、25万円～45万円程度になります。また、出願の際、特許庁に納付する手数料(1.5万円)が別途必要です。発明の内容を伺った後で、事前に御見積をいたします。また、早急に書類を作成するには、別途料金が必要です(通常は1ヶ月程度)。

審査請求費用

特許権を取得するには、出願の後、特許庁に対して審査請求をしなければなりません。この請求は、特許出願の日から3年の間にいつでもすることができ、もちろん、特許出願と同時にすることもできます。3年の間に審査請求がないと、特許出願を取り下げたこととなります。当該費用は、118,000円 + (4,000 × 請求項数) + 10,000円となります(10,000円は事務所手数料、それ以外は特許庁に納付する特許庁手数料です)。また、請求項数は、基本的に10～20程度を想定しております。したがって、この場合、審査請求には、17～21万円程度が必要になります(注1)。

前述のように、審査請求は、特許出願の日から3年間のうちにいつでもすることができますので、技術レベルの変化や事業の進展度合い等を考慮しながら、審査請求の時期を決定することが可能です。また、審査請求を行わないという選択肢もあります(注2)。

注1) 請求項数を減らして、審査請求費用や登録料をすこしだけセーブすることができますが、請求項数を減らすことによって、特許発明の多面的な保護が不十分となり、特許権の評価や権利行使の際に不利となる可能性もあります。

注2) 特許出願をすることによって出願人は、その出願日以降に同様のアイデアについて出願をした者が、そのアイデアについて特許権を取得することができない、いわゆる「先願権」という権利を得ることになります。したがって、審査請求を3年以内に行わないことにより特許出願が取り下げとなった場合でも、この特許出願によって、他人が同様のアイデアについて特許権を得ることがないという一種の安心感(これは、最低限の効果といえます)を得ることができます。

早期審査の手続きに関する費用

審査請求から審査官による最初の通知(拒絶理由通知書または特許査定)が出願人等に発送されるまでの期間(ファーストアクション期間)は、2010年実績で、28.7ヶ月となっています(2008年は28.5ヶ月)が、特許庁に対して早期審査の申請をすることにより、その期間が平均1.7ヶ月(2010年実績)に短縮されます。書類の作成費用は、5～7万円程度です(事務所手数料のみ)。

もちろん、この手続きは必須ではありません。早急に「権利化」したい場合に選択可能です。

注3) 個人、中小企業、大学、公的研究機関、TLOについては、この早期審査の申請を無条件で行うことができますが、これ以外の出願人については、外国にも出願しているものであること、または出願人等によって実施されているものであることという条件があります。

中間処理に係る費用

特許庁に対して審査請求をしますと、審査官から、ほとんどのケースで拒絶理由が通知されます。これに対して、弊所で、出願人の意見を伺いながら特許権を付与するにふさわしいという旨の反論を考え、意見書、および手続補正書を作成します(手続補正書が不要な場合もあります)。これらの作業を「中間処理」と呼んでいます。

意見書、手続補正書の作成費用として、各5～10万円程度の費用(難易度・作業量によって変動します)が必要になります(事務所手数料のみ)。また、拒絶理由通知が複数回送付されてくる場合もあり、その場合は、その都度費用が発生します。

成功謝金

特許庁から特許権が付与された場合は、成功謝金(事務所手数料)として10万円を頂いております。特許庁によって非常に類似した先行例が示されたといった理由で特許権の付与が認められない場合もございます。そのような場合には、当然ながら当該費用は発生致しません。弊所では、特許権の取得ができないという事態をできるだけ避けるよう、先行技術の調査、および明細書の記載を充実させるよう努めておりますが、このようなリスクが存在することも予めご承知置きください。

登録料

特許庁から特許権が付与されますと、今度は、この特許権を維持するために、特許庁に対して「登録料」の納付が必要になります。登録料は以下の通りです。例えば第1年という期間は、設定登録の日(特許として認められた日)から1年目の期間を表しています。

第1年から第3年まで毎年	2,300円 + 請求項数 × 200円	… 支払いは、第1年から第3年分をまとめて登録時に
第4年から第6年まで毎年	7,100円 + 請求項数 × 500円	… 支払いはそれぞれ前年まで
第7年から第9年まで毎年	21,400円 + 請求項数 × 1,700円	… 支払いはそれぞれ前年まで
第10年以降毎年	61,600円 + 請求項数 × 4,800円	… 支払いはそれぞれ前年まで

注4) 上記料金は、特許庁手数料であり、この他、納付毎に弊所の事務所手数料として1万円が必要になります。

特許の取得・維持に関する費用のキャッシュフロー

右図は、請求項数が10、出願の3年後に審査請求し、その2年後に受けた拒絶理由通知に対して意見書および手続補正書をそれぞれ1回提出した結果、特許権が付与されるというパターンで、出願から登録後7年までに必要とするすべての累積費用(事務所手数料と特許庁手数料)の概算を示しています。

注5) 特許庁手数料はすべて、2011年8月時点でのものです。

注6) 中小企業・個人が出願する場合、特許庁手数料が軽減、猶予または免除される場合があります。

注7) その他お問い合わせに対しては、内容に応じて、所定の費用をいただく場合がございます。

